

2024年10月分(12月支給分)から

児童手当の制度が変わります！

① 支給対象期間が高校生年代(※1)まで延長されます

0歳から高校生年代までの子が支給対象になります。

② 所得制限が撤廃されます

所得制限・所得上限が撤廃され、所得の額に関わらず児童手当が支給されます。ただし、所得制限撤廃後も父母などのうち生計を維持する程度の高い者が受給者となります。

③ 第3子以降の支給額の増額・多子加算が拡充されます

第3子加算の対象年齢を「3歳から小学生まで」から「0歳から高校生年代(※1)まで」に拡大し、支給額を30,000円に増額します。

また、加算の算定基準を変更し受給者が生活費等を経済的に負担している大学生年代(※2)までの子から数えて3番目以降の子を加算対象とします。

④ 児童手当の支給が年6回になります

児童手当の支給月が年3回から年6回(2月,4月,6月,8月,10月,12月)となります。

※1 高校生年代…平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれまでの子

※2 大学生年代…平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの子



児童の年齢	手当額 (1人あたりの月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上から高校生年代	10,000円	

裏面もご覧ください

児童手当制度改正 手続きフローチャート

みやま市から児童手当の支給を受けている

※ 特例給付(5,000円)の受給者も「はい」とお答えください。

※ 公務員は、勤務先での申請となります。勤務先にご確認ください。



はい

いいえ

大学生年代(※2)の子を監護している

市外で受給している、もしくは
請求者が市外に居住している

いいえ

はい

はい

いいえ

手続き不要です

※現在受給中の方で、高校生以下の
児童分は旧制度の児童手当台帳に登
録されているため手続き不要です。

受給者(請求者)
の住所地に
ご確認ください

0歳から高校生年代(※1)
の子を監護している

0歳から大学生年代(※2)までの子が
3人以上いる

はい

いいえ

はい

いいえ

「監護相当・生計費の負担
についての確認書」の
提出が必要です

手続き
不要です

「認定請求書」などの
提出が必要です

手続き
不要です
(支給対象外)

大学生年代(※2)の子について、以下①②の条件を満たす場合、**進学・就職を問わず**第3子加算のカウント対象に含めることができるようになります。該当する場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

- ① 監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護をおこなっていること
- ② 子の生活費(食費・家賃など)や学費などを負担している。そのほかこれらに相当する経済的負担をしていること

～ ご不明な点などはお問い合わせください ～



みやま市子ども子育て課 子ども子育て係 ☎ 0944-64-1535(直通)

